

浜岡原子力発電所運転差止裁判の判決・決定について

浜岡原子力発電所1号機から4号機の運転差止を求める本案訴訟および仮処分事件について、平成19年10月26日に、静岡地方裁判所から、原告らの請求をそれぞれ棄却する判決および却下する決定が言い渡されました。浜岡原子力発電所は、耐震性を含めた安全性が十分に確保されていると考えており、今回、裁判所において当社の主張が認められたものと受け止めております。

みなさまに、ご理解・ご協力をいただきましたこととお礼申し上げます。

浜岡原子力発電所は、今後とも、みなさまから信頼される発電所を目指し、安全の確保を最優先に安全・安定運転を行い、運営にあたってはその透明性の向上に努めてまいります。

判決・決定の概要

裁判では、想定東海地震発生時に当社の想定を上回る地震動が発生する可能性があるか否か、応力腐食割れなど経年変化事象によって機器の耐震性が低下しているか否かなどを争いました。その結果、浜岡原子力発電所は、想定東海地震が発生したとしても、安全性を十分に確保しているという当社の主張が全面的に認められました。

【浜岡原子力発電所の安全確保対策について】

浜岡原子力発電所の設置、設計および運転は地震等の自然的立地条件、事故防止および運転に係わる各種の審査基準等に適合しているといえる。

【浜岡原子力発電所の安全性が十分確保されていないとの原告らの主張について】

原告らの被告（当社）が想定する地震動を上回る可能性が高いなどの主張はいずれも採用できない。

原告らの浜岡原子力発電所の地盤が不適當であるなどの主張はいずれも採用できない。

地震によって経年変化事象が顕在化する可能性があるとしても、安全上重要な機器に影響を及ぼすことは考えられない。

【結 論】

浜岡原子力発電所は、想定東海地震発生時においても安全性が確保されていると認められる。浜岡原子力発電所の運転によって、原告らの生命、身体が侵害される具体的危険があるとは認められない。

浜岡原子力発電所の取り組みについて

耐震安全性について

当社は、浜岡原子力発電所の各施設について、昨年9月に改訂された耐震設計審査指針に照らした耐震安全性を順次評価しており、3・4号機については評価結果を国に報告しています。1・2・5号機についても、今後、評価して国に報告していく予定です。

目標地震動（約1,000ガル）を自主的に設定し、安全上重要な施設に対し裕度を向上させるための工事を実施しており、3～5号機の工事はほぼ完了しています。

さらに、新潟県中越沖地震（平成19年7月）を踏まえ、情報収集を積極的に行うとともに、必要な対策を施すこととしています。

プルサーマル計画について

エネルギー資源に乏しく、かつエネルギー消費の多いわが国が地球温暖化問題にも対応しながら、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくためには、「原子力発電の推進」とともに、プルサーマルを含めた「原子燃料サイクルの確立」が必要不可欠です。

当社は、2010年度から4号機でプルサーマルを実施したいと考えています。本年7月には、安全性等に関する国の審査が終了し、経済産業大臣より許可をいただきました。今後もみなさまのご理解をいただきながら、プルサーマルの実施に向けて必要な準備を進めてまいります。

新聞報道によれば、原告らが即日（平成19年10月26日）本訴については控訴、仮処分事件については即時抗告を行ったとされていますので、今後は、東京高等裁判所で裁判が行われることとなります。当社は、引き続き、浜岡原子力発電所の耐震性を含めた安全性の確保に努め、そのことを裁判で主張してまいります。